

参考人の招致に関する理事会協議結果（令和3年10月14日）

1 案件

横浜市大との連携について

※上記のほかに参考人への質問通告がある場合は、その旨を案件に追加

2 参考人を招致する審査局

政策局（10月18日審査予定）

3 参考人

公立大学法人横浜市立大学

理事長 小山内 いづ美 氏

※参考人の補助者

公立大学法人横浜市立大学

事務局長 相原 誠 氏

学務・教務部長 小林 謙一 氏

4 参考人の意見聴取の方法

参考人の意見陳述は求めず、委員の質問に対し答弁を行う。

参考 令和2年度決算第二特別委員会の運営方法

17 指定管理者、地方独立行政法人及び外郭団体の参考人招致

(1) 参考人からの意見聴取は、局別審査において実施できる。

(2) 実施手続き

ア 依頼書は、委員長（予定者を含む。）に提出する。

イ 提出方法は、参考人の住所・氏名、審査局、案件を文書で提出する。

ウ 提出期限は、参考人招致日の6日前（市の休日は除く。）までとする。

なお、依頼書の提出に当たっては、招致を予定している機関を所管する局を通じ、あらかじめ調整を行う。

(3) 意見聴取の方法

参考人の意見陳述とその後の質問に対する答弁によるほか、質問に対する答弁のみを行う方法によることもできることとし、いずれの方法で行うかは当該委員会が決定する。